

本件の解禁時刻は  
8月14日(水)15時

14年8月14日  
日本銀行  
考査局

## 全国銀行の平成13年度決算について

### 目次

	ページ数
[ 概 観 ]	1
1 . 損益	3
(1)コア業務純益	3
(2)債券5勘定戻	8
(3)株式3勘定戻	9
(4)経常利益・当期利益	10
2 . 不良債権	11
(1)不良債権処理額	11
(2)ストックベースでみた不良債権の動向	15
(3)オフバランス化対象債権の動向	17
[BOX1] 政府が打ち出したオフバランス化ルール	19
3 . 経営体力	21
(1)資本・含み資産	21
(2)株式の含み損益	22
[BOX2] 株式保有リスク	23
(3)自己資本比率	24
(4)自己資本の内訳	25
(参考)自己査定上の債務者区分と償却・引当	26

[ 概 観 ]

( 1 ) 全国銀行<sup>1</sup>の平成13年度決算をみると、多額の不良債権処理や株式償却を行ったことから、当期利益は大幅な赤字となった。この結果、資本勘定が大きく減少したほか、株価下落から有価証券含み益も殆どなくなった。もっとも、国際統一基準行の自己資本比率は、10%台半ばの水準を維持している。

< 主要項目の動向 >

( 兆円 )

		10年度	11年度	12年度	13年度
業 務 純 益	コア業務純益	4.8	5.0	4.7	5.5
	債券5勘定戻	0.9	0.1	0.4	0.4
	一般貸引純繰入( )	1.6	0.1	0.3	1.2
業 務 純 益		3.8	4.6	4.6	4.6
経 常 利 益	株式3勘定戻	0.8	3.8	1.5	2.4
	貸出金償却等( )	11.6	5.7	5.6	8.4
経 常 利 益		7.2	2.4	0.5	6.5
当 期 利 益		4.4	0.9	0.1	4.9
不良債権処理額( )		13.6	6.1	6.1	9.7
不良債権残高(金融再生法開示債権)		33.9	31.8	33.6	43.2
資本勘定		33.6	35.1	36.5	29.1
有価証券含み損益		5.2	10.8	2.6	0.3
連結自己資本比率(国際統一基準行)		11.4%	11.7%	11.0%	10.5%

( 注 ) 貸出金償却等には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入等のほか、特別損失段階で計上した不良債権処理額を含む。不良債権残高は、金融庁公表数値。

コア業務純益 = 業務純益 - 債券5勘定戻 - 一般貸引純繰入( ) - 信託勘定償却( )

債券5勘定戻 = 国債等債券売却益 + 同償還益 - 同売却損 - 同償還損 - 同償却

株式3勘定戻 = 株式等売却益 - 同売却損 - 同償却

有価証券含み損益は、時価と取得原価(債券の場合は償却原価)の差額。

<sup>1</sup> 全国銀行(以下「全銀」とは、14/3月末時点での都市銀行7行(以下「都銀」)、長期信用銀行3行(以下「長信」)、信託銀行5行(5/10月以降に業務を開始した信託銀行及び外銀信託を除く。以下「信託」)、全国地方銀行協会加盟の地方銀行64行(以下「地銀」)、第二地方銀行協会加盟の地方銀行56行(以下「地銀」)を対象とする(14/3月末時点)。ただし、本稿の計数は、別途断りがない限り、新生銀行(旧日本長期信用銀行)、あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行)、東京スター銀行(旧東京相和銀行)、関西さわやか銀行(旧幸福銀行)、中部銀行、石川銀行を除いた129行(都長信13、地銀64、地銀52)、単体ベース。また、特に断りのない限り、旧東海銀行の4/1~1/14日までの期間損益を含むベース。

(2) 主要項目別の特徴点を概観すると以下の通りである。

コア業務純益<sup>2</sup>は、ウェイトの大きな国内資金利益が若干減少したものの、国際部門の資金利益が増加したほか、経費の削減が続いたことから、全体では5.5兆円と前年を上回り、既往ピークである7年度(5.6兆円)に並ぶ水準となった。

国内資金利益は、貸出ボリュームの減少や有価証券利鞘の縮小から若干の減益となった。役務取引等利益は、貸出関連の手数料収入が好調であったが、一部業務の集約等にかかる費用が増加したため全体では横這いとなった。また、経費は、物件費がやや増加した一方、人件費の削減幅が拡大したことから、全体では減少となった。

この間、不良債権処理額は、大口債務者に対する引当増などから都長信を中心に前年を大幅に上回る9.7兆円となり、6年度以降8年連続でコア業務純益を上回った。また、不良債権残高は、自己査定基準の厳格化や要管理債権の認定範囲拡大などから前年を上回り、43.2兆円となった。

株式関係損益(株式3勘定戻)は、株価下落や有価証券の減損処理ルールの厳格化等を背景に多額の償却を実施したことから、過去最大のマイナスとなった。

経営体力面では、有価証券含み益が株価下落から殆どなくなったほか、当期利益の赤字計上から剰余金が減少した。ただし、国際統一基準行の連結自己資本比率は、当期利益の大幅な赤字により分子の自己資本が減少したものの、リスクアセットも減少したことから、全体では10%台半ばの水準を維持している。

(3) 以上のように、13年度決算においては、多額の不良債権処理や株式償却が進められ、その結果、経営上のリスク要因は相応に減じたとみられる。

しかし、不良債権残高や株式保有額は依然大きいほか、都長信の多くでは有価証券含み益や海外子会社の株式含み益等がゼロに近づき、これまでのように経営体力を維持する上でのバッファとしての役割は期待できなくなっている。また、地銀・地銀も、配当可能利益を確保できなかった先が増加している。

こうした中で、今後も必要な不良債権処理を進めながら、安定的な経営基盤を確保していくためには、収益力の一段の強化が喫緊の課題であり、貸出利鞘の拡大や経営統合を活かした経費の削減等への取組みが求められる。

---

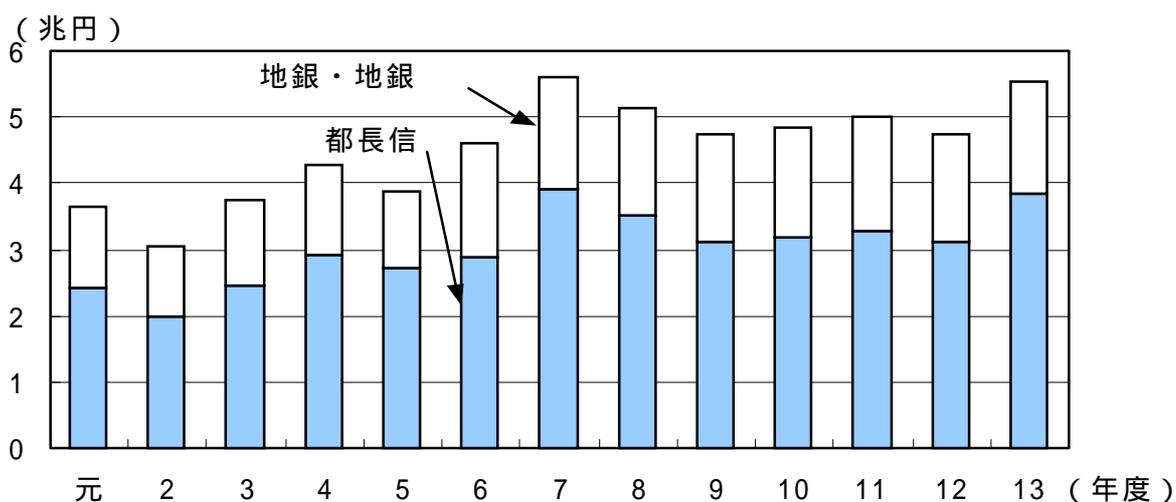
<sup>2</sup> 金融機関の基本的な収益力をみるには、債券5勘定戻、一般貸倒引当金純繰入、信託勘定償却の各影響を除くことが適当と考えられるため、本稿では、コア業務純益(資金運用収支と手数料収支の合算値から、経費を控除したものに概ね相当)を使用している。

## 1. 損益<sup>3</sup>

### (1) コア業務純益 (図表 1、2)

コア業務純益は 5.5 兆円と前年を上回り、既往ピークの 7 年度 (5.6 兆円) に並ぶ水準となった。これは、主に米国における長短金利差の拡大による利鞘収益の増加や海外現地法人からの配当金収入の増加から、都長信の国際部門<sup>4</sup>資金利益が増加したことによるものである。

(図表 1) コア業務純益



(図表 2) コア業務純益の内訳

	12年度	13年度		国内部門		国際部門	
		前年差	前年差	前年差	前年差		
コア業務粗利益 <sup>(注)</sup>	11.7	12.4	+0.7	10.4	0.1	2.0	+0.7
資金利益	9.7	10.2	+0.5	9.0	0.1	1.2	+0.6
役務取引等利益	1.5	1.5	+0.0	1.3	0.0	0.2	+0.0
特定取引利益	0.3	0.4	+0.1	0.1	+0.0	0.3	+0.0
その他業務利益	0.2	0.3	+0.1	0.0	+0.0	0.3	+0.1
経費	7.0	6.9	0.1	6.2	0.1	0.7	+0.0
コア業務純益	4.7	5.5	+0.8	4.2	+0.1	1.4	+0.7

(注) コア業務粗利益 = コア業務純益 + 経費。

<sup>3</sup> 不良債権処理額については次節 (2. 不良債権) で取扱っている。

<sup>4</sup> 本稿における国際部門は、全体の計数から国内店勘定の円取引関連収益を除いた部分と定義した。

## 国内資金利益

コア業務粗利益の大宗を占める国内資金利益は、相対的に利鞘の厚い貸出金のボリューム減少や有価証券運用利鞘の縮小から、若干の減益となった（図表3）。

（図表3）国内資金運用勘定の内訳（銀行・信託勘定合算ベース）

	平均残高 (兆円)	前年差 (兆円)	利鞘 <sup>(注)</sup> (%)		資金利益への 寄与(兆円)
			前年差 (%)		
国内資金運用勘定	614.8	+2.3	1.446	0.036	0.11
貸出金	433.7	8.5	1.756	+0.001	0.09
有価証券	142.0	+2.5	0.902	0.022	0.02
債券	95.3	+6.9	0.848	0.152	0.02
株式	39.7	3.9	1.109	+0.292	+0.00
その他	39.1	+8.3			0.00

（注）利鞘の計数は、国内・銀行勘定。スワップ利息を控除。

## （国内資金運用勘定平残）

国内資金運用勘定平残は、貸出金が減少したものの、有価証券が債券投資を主因に増加したことから、全体では微増となった（図表4）。

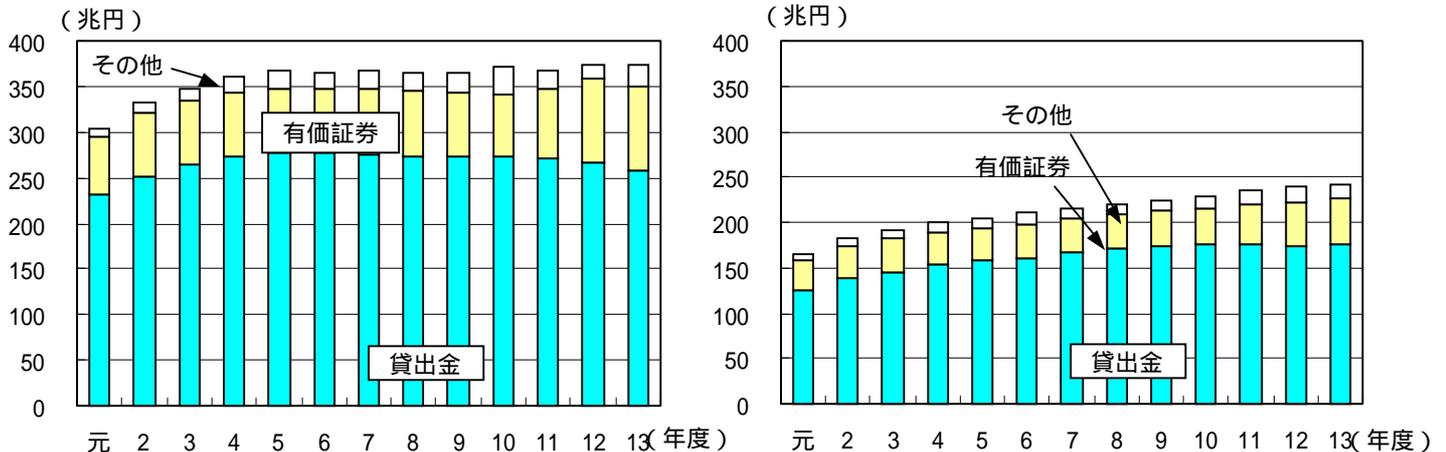
貸出金減少の背景をみると、個人向け与信が堅調に推移したものの、景気低迷を映じた資金需要の減少や、貸出債権の流動化拡大などから企業向け与信が大きく減少したことが、全体の減少をもたらした形となっている。

なお、株式については、都長信を中心とした政策保有株売却などから減少している（12年度43.5兆円、13年度39.7兆円、簿価ベース、平残）。

（図表4）国内資金運用勘定平残

（都長信）

（地銀・地銀）



( 総資金粗利鞘 )

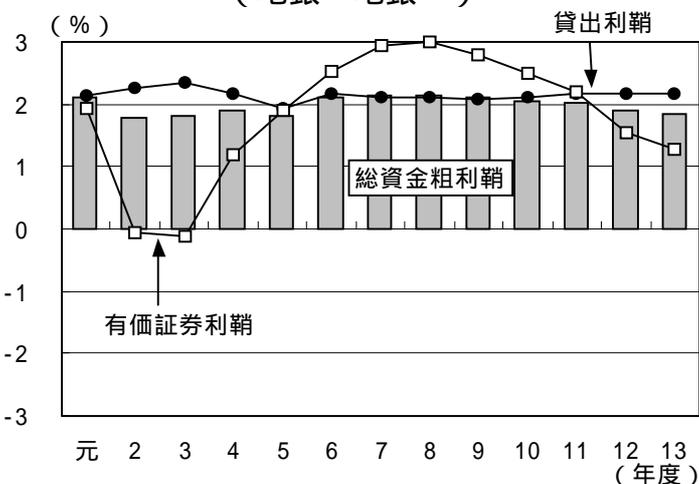
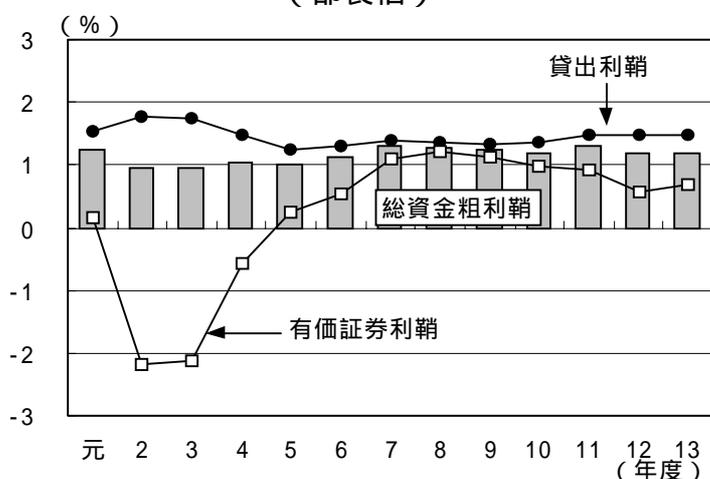
国内部門の総資金粗利鞘（銀行勘定）は、貸出利鞘が概ね横這い圏内で推移（12年度 1.755% 13年度 1.756%）する中で、有価証券利鞘が縮小（12年度 0.924% 13年度 0.902%）したことから、全体では12年度に比べて縮小した（12年度 1.482% 13年度 1.446%）。

業態別にみると、都長信は概ね横這い圏内の動きとなった。一方、地銀・地銀では、有価証券利鞘が既往の高利回り債券の償還に伴い低下傾向を辿っているため、全体ではやや縮小した（図表5）。

( 図表 5 ) 総資金粗利鞘（銀行勘定ベース）

( 都長信 )

( 地銀・地銀 )



国内役務取引等利益

国内部門の役務取引等利益<sup>5</sup>は、シンジケートローン取り纏め、コミットメントライン等の貸出関連が好調であったが、一部先で財管業務<sup>6</sup>等の集約、アウトソーシングに係る費用が嵩んだことなどから、全体ではほぼ横這いとなった（図表6）。

( 図表 6 ) 役務取引等利益の内訳

( 兆円 )

	合計		国内部門		国際部門	
		前年差		前年差		前年差
役務取引等利益	1.5	+0.0	1.3	0.0	0.2	+0.0
収益	2.2	+0.1	1.9	+0.1	0.3	0.0
費用	0.7	+0.1	0.6	+0.1	0.1	0.0

<sup>5</sup> 役務取引等利益の信託報酬に含まれる貸付信託、指定金銭信託合同運用分（元本補填契約付き）の2勘定における金利収支は前掲の国内資金利益に含めているため、ここでは除外している。

<sup>6</sup> 証券代行業務、年金業務、受託資産運用・管理業務、証券化業務など、財産の管理・運用を行う業務。

## 経費

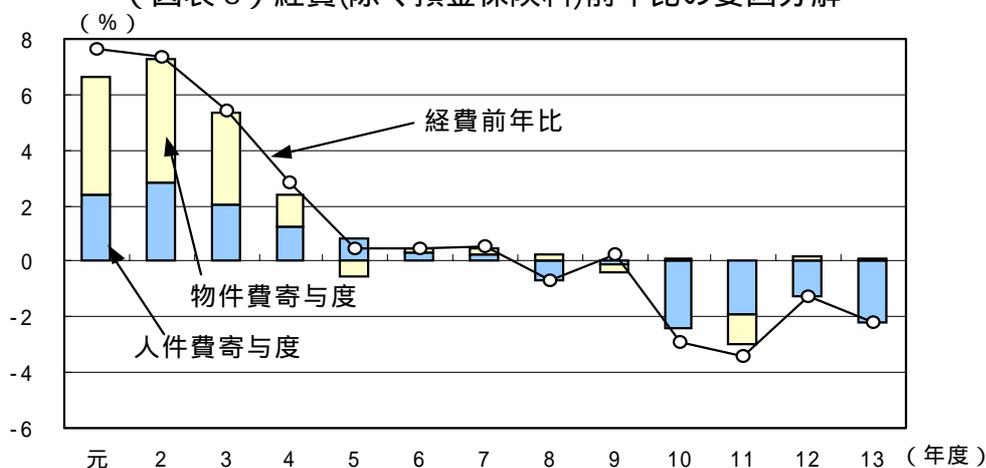
経費は、物件費がやや増加した一方、人件費の削減幅が拡大したことから、全体では減少となった（図表7、8）。

（図表7）経費の推移（13年度）

（兆円、（ ）内は前年差）

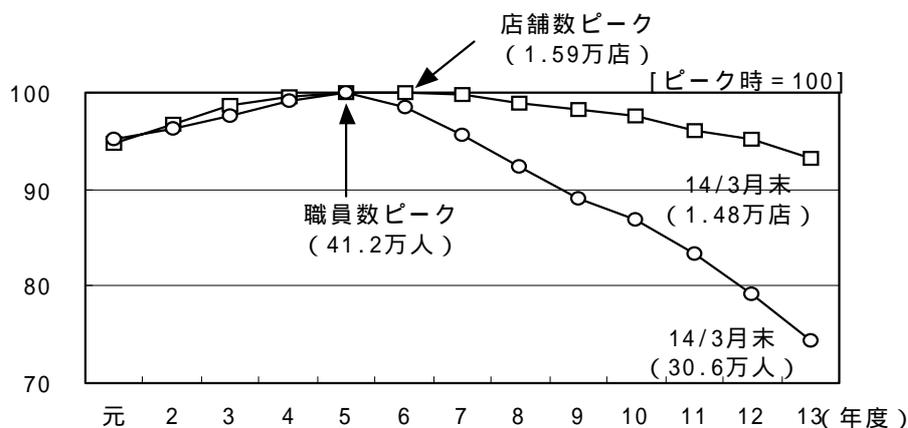
	経費計	人件費	物件費	預金保険料
全国銀行	6.9 ( 0.12 )	3.1 ( 0.14 )	3.4 ( +0.03 )	0.4 ( +0.03 )
都長信	3.6 ( 0.06 )	1.4 ( 0.08 )	2.0 ( +0.03 )	0.2 ( +0.01 )
地銀・地銀	3.3 ( 0.06 )	1.7 ( 0.06 )	1.4 ( +0.01 )	0.2 ( +0.01 )

（図表8）経費(除く預金保険料)前年比の要因分解



物件費は、店舗の統廃合等コスト削減が進んだものの（図表9）、預金保険の付保対象拡大<sup>7</sup>に伴い預金保険料が増加したことなどから、全体では若干の増加となった。

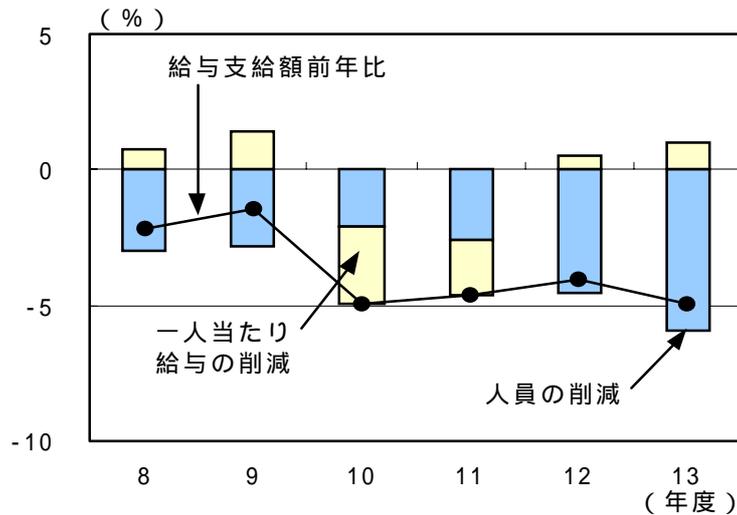
（図表9）人員、店舗の削減状況



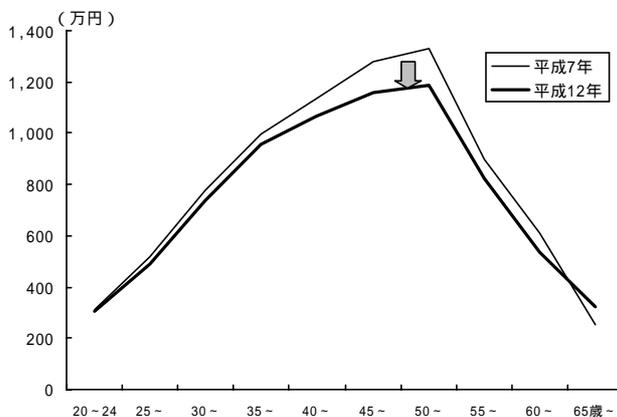
<sup>7</sup> 13/4月より公金預金や金融債等が預金保険の対象に追加されたことに伴うもの。

人件費は、新卒採用の抑制が続く中で、早期退職制度の活用や関連会社等への転籍年齢の引き下げなどによる人員削減を主因に、前年比マイナス幅が拡大した(12年度 2.6% 13年度 4.4%)。この間、一人当たり給与総額は最近ではむしろ増加しているが(図表10) これは職員の年齢構成が高年齢化していることが主因であり、各年齢層別の給与水準自体は低下している。

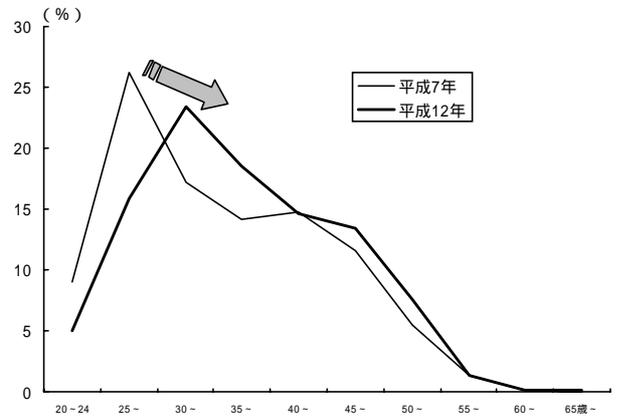
(図表10) 一人当たり給与支給額



賃金カーブ



従業員数の年齢別の構成比

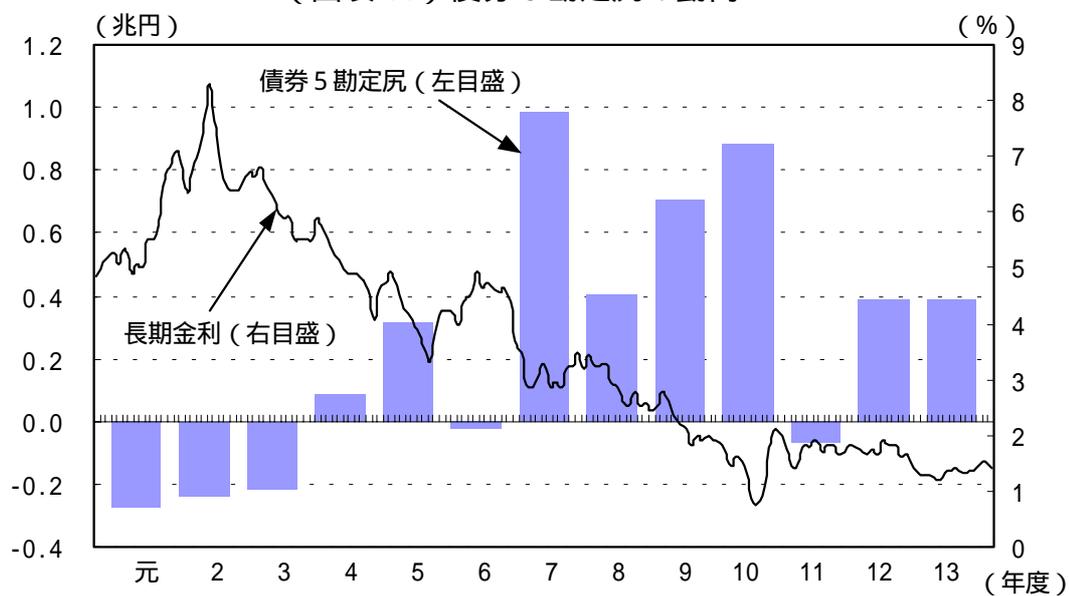


(注) 銀行・信託業。大卒・男子。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」

( 2 ) 債券 5 勘定戻 ( 図表 11 )

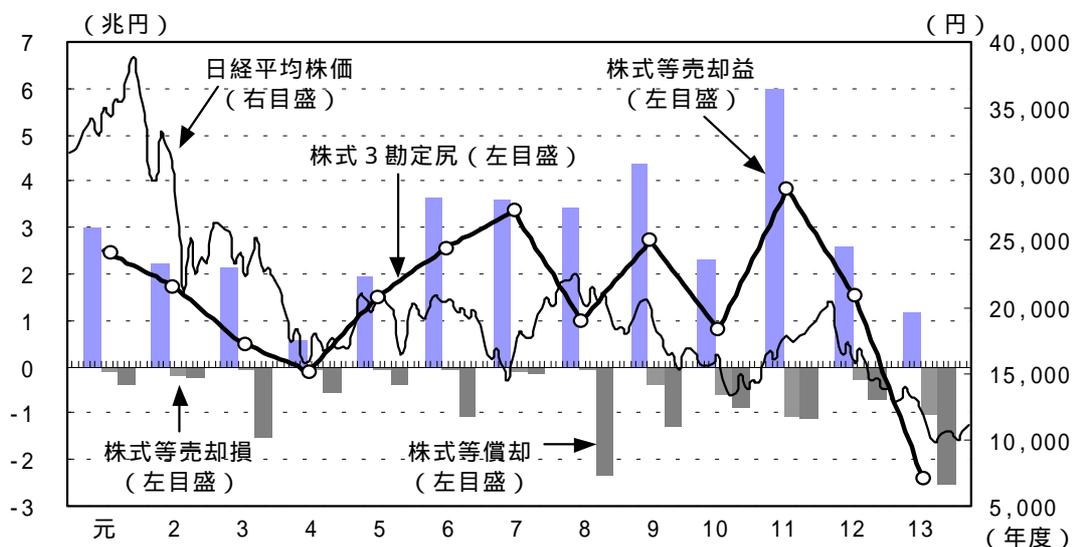
( 図表 11 ) 債券 5 勘定戻の動向



債券 5 勘定戻は、13 年度中、長期金利が概ね一定レンジ内で推移したものの、債券売却により利益を積み上げる動きがみられたことから、全体では前年並みの黒字幅を確保した (12 年度 +0.4 兆円 13 年度 +0.4 兆円)。

( 3 ) 株式 3 勘定戻 ( 図表 12 )

( 図表 12 ) 株式 3 勘定戻



株式 3 勘定戻は、株価低迷を背景に株式等売却損益が大幅に減少した( 12 年度 + 2.3 兆円 13 年度 + 0.2 兆円 ) ほか、有価証券の減損処理ルール<sup>8</sup>の厳格化等を背景に多額の償却を実施した ( 12 年度 0.7 兆円 13 年度 2.5 兆円 ) ことから、全体では過去最大のマイナスとなった。なお、株式 3 勘定戻がマイナスとなったのは、小幅のマイナスを記録した 4 年度 ( 0.1 兆円 ) 以来 2 度目。

<sup>8</sup> 12 年度より「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、原則すべての保有有価証券に関し、一般法人に対しては、時価の下落率が 50% 以上のゾーンに加えて、30% 以上 50% 未満のゾーンも合理的な基準を設けて回復可能性を判定した上で、減損処理をすることが義務づけられていた。他方、有価証券を大量に保有する預金等受入金融機関に対しては、30% 以上 50% 未満のゾーンの有価証券に対する減損処理基準の適用は、特例措置として 13 年度からとされていた。

( 4 ) 経常利益・当期利益 ( 図表 13 )

( 図表 13 ) 経常利益、当期利益

( 10 億円 )

	都長信		地銀・地銀	
		12年度		12年度
コア業務純益	3,849	3,125	1,679	1,604
業務純益	3,004	3,027	1,594	1,597
株式 3 勘定戻	1,743	1,419	647	129
経常利益	5,625	406	846	73
当期利益	4,167	12	747	148
赤字先数	13先	7先	44先	30先
不良債権処理額	7,692	4,285	2,004	1,787

経常利益、当期利益は、いずれの業態でもコア業務純益を上回る多額の不良債権処理額が発生したことに加えて、株価低迷を背景に株式 3 勘定戻が赤字に転化したことから、大幅な赤字となった。

なお、当期利益段階で赤字となった先は、都長信では全行に及んだほか、地銀・地銀でも全体の 4 割に達した。

## 2. 不良債権

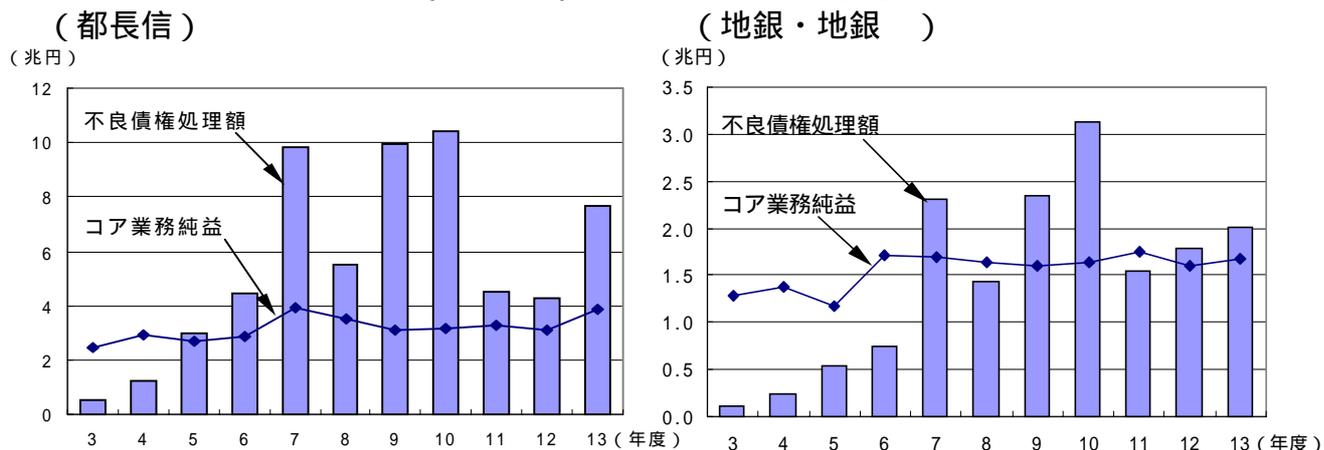
### (1) 不良債権処理額<sup>9</sup> (図表 14、15、16)

不良債権処理額は、都長信が大幅に増加したことから、全体でも前年を大きく上回る9.7兆円となった。この結果、3年度以降13年度までの不良債権処理額は累計で78兆円<sup>10</sup>に達した。なお、コア業務純益を上回る不良債権処理は、6年度以降8年連続となっている。

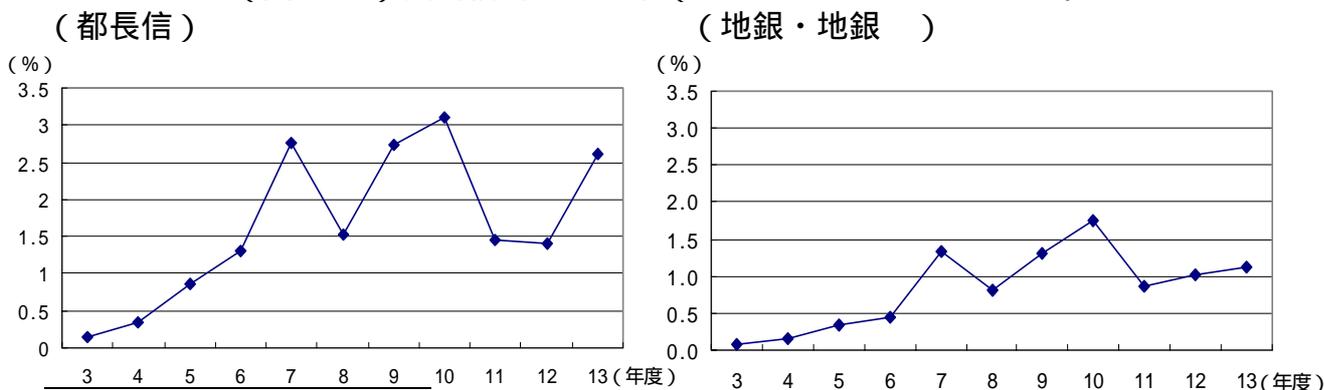
(図表 14) 不良債権処理額

	13年度		12年度	14年度予想 (14/5月)	(兆円) コア業純 (13年度)	
	13/上期	13/下期				
都長信	7.7	2.0	5.7	4.3	2.5	3.8
地銀・地銀	2.0	0.9	1.1	1.8	n.a.	1.7
全銀計	9.7	2.9	6.8	6.1	n.a.	5.5

(図表 15) 不良債権処理額の推移



(図表 16) 実現信用コスト率 (不良債権処理額 ÷ 貸出金平残)



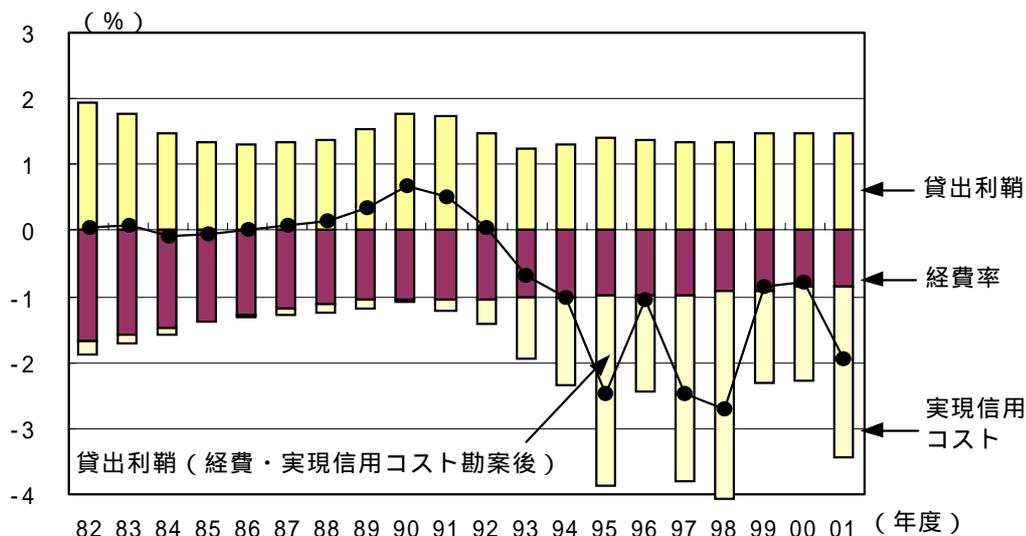
<sup>9</sup> 不良債権処理額は、貸倒引当金への純繰入額や貸出金償却等、当期に損失処理を行った金額であり、既引当分の目的取崩額は引当金計上時に既に不良債権処理額として認識していることから含まない。

<sup>10</sup> なお、破綻行まで含むベースで見ると、3～13年度の不良債権処理額の累計額は約90兆円に達している。

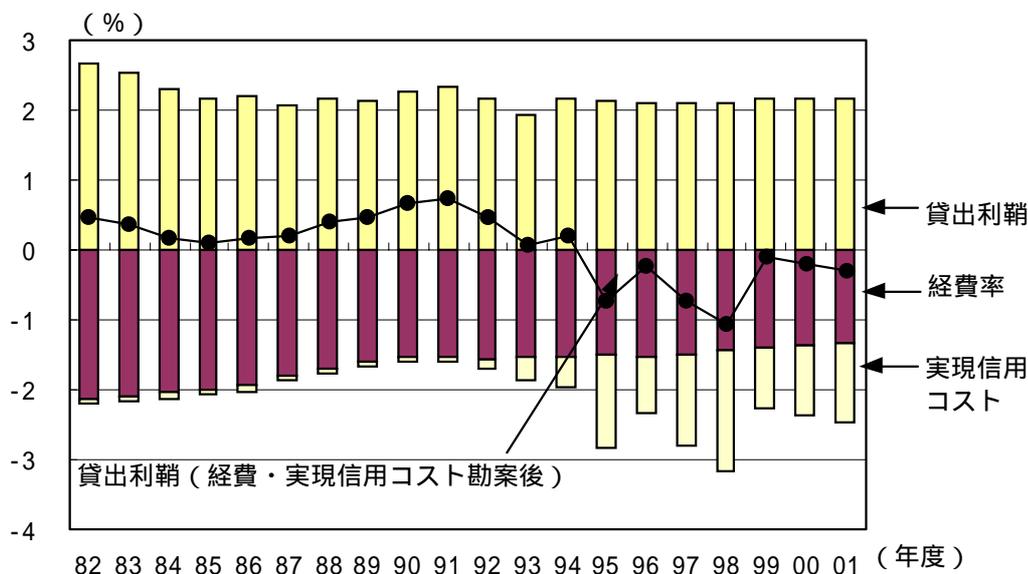
なお、実現信用コスト率（不良債権処理額÷貸出金平残、前掲図表16）を、貸出利鞘から経費率を除いたものと比較してみると、都長信では大幅な赤字、地銀・地銀でもゼロ近傍となっており、貸出に係る信用リスクを貸出利鞘でカバーできない状況が続いている（図表17）

（図表17）貸出利鞘<信用コスト勘案後>

（都長信）



（地銀・地銀）

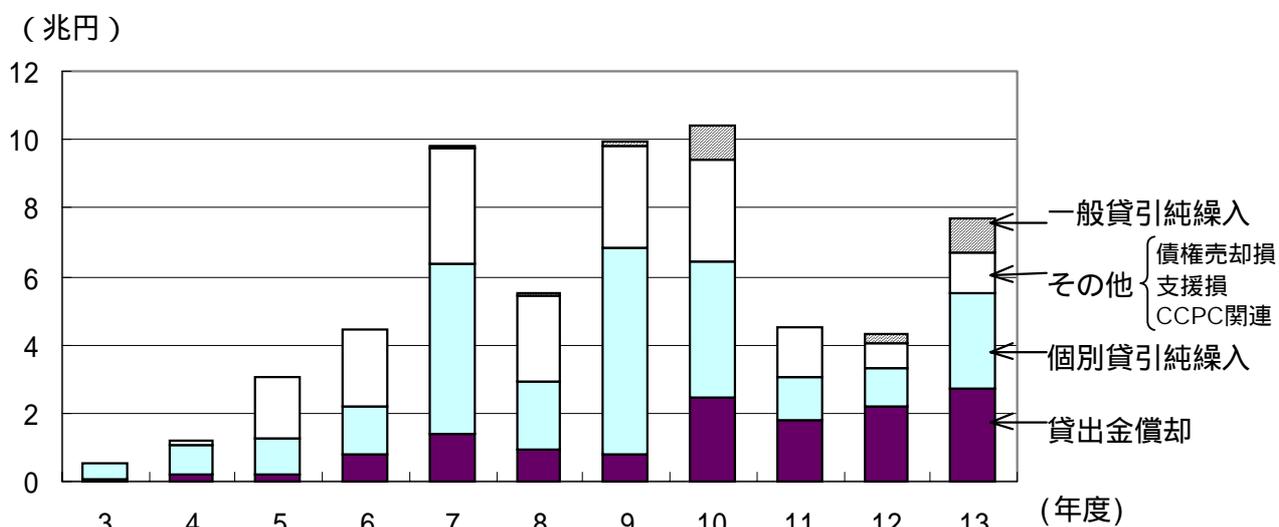


都長信の不良債権処理が多額に上った背景には、金融庁の特別検査等を契機として、大口債務者に対する引当（個別貸倒引当金純繰入）や支援損が増加したほか、要管理先の認定拡大に伴い一般貸倒引当金が積み増されたこと等が要因として挙げられる（図表 18）。

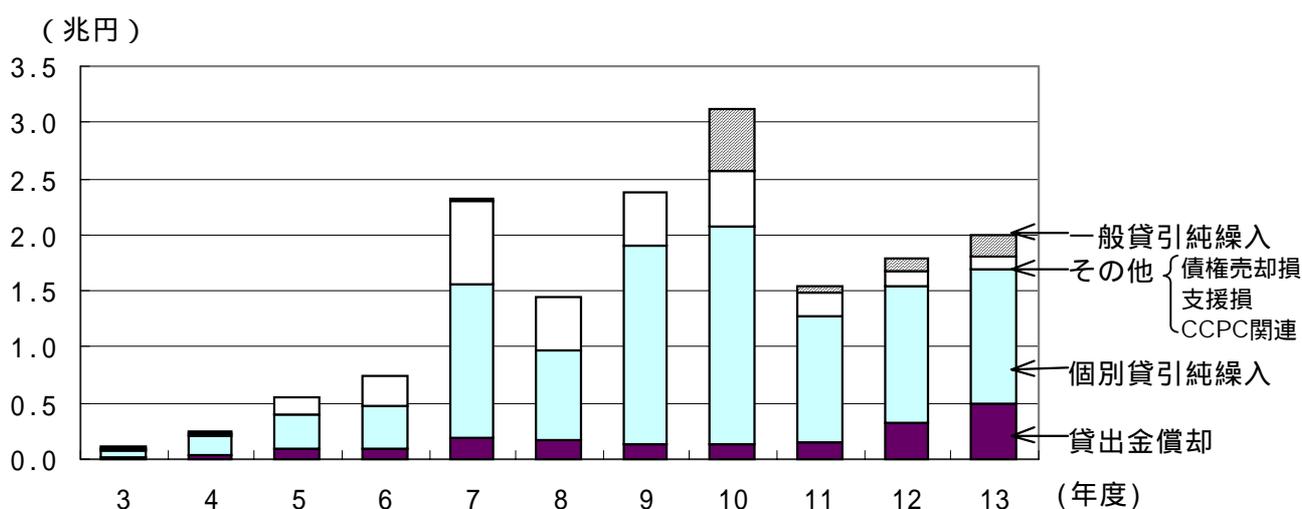
この間、地銀・地銀 についても、地域経済の低迷が続く中で、債務者区分の認定を厳格化したことも影響して、前年比増加している。

（図表 18）不良債権処理の形態別内訳

（都長信）



（地銀・地銀）



因みに、引当率<sup>11</sup>の動向をみると、正常先・要注意先債権については、引当率算定方法の見直しや債務者区分の見直しの結果、13/3月末に比べ上昇した。また、都長信の破綻懸念先債権（分類）の引当率は、7割弱の水準が続いている（図表19）。

（図表19）引当率

	正常先・要注意先債権	破綻懸念先 < 分類 >
都長信	1.2% (0.8%)	66.7% (67.4%)
全国銀行	1.1% (0.8%)	n.a. (n.a.)

（注）上段は14/3月末、下段は13/3月末の計数。金融庁公表資料のほか、都長信については各行の公表資料を使用。

<sup>11</sup> 正常先・要注意先債権の引当率は、分子を一般貸倒引当金、分母を債権額として比率を計算した。破綻懸念先債権については、優良担保や不動産担保によって保全されていないアンカバー部分（分類債権）を分母に比率を計算。

(2) スtockベースでみた不良債権<sup>12</sup>の動向(図表20、21)

金融再生法で開示が義務付けられた不良債権の残高は、13/3 月末比 3 割増(+9.6兆円増)の43.2兆円となった。業態別には、増加幅の9割を都長信が占めた。

内訳をみると、危険債権(自己査定上の破綻懸念先債権に相当)が特別検査の影響もあって増加したほか、要管理債権も、大半を占める貸出条件緩和債権の認定範囲拡大などから大幅に増加した。

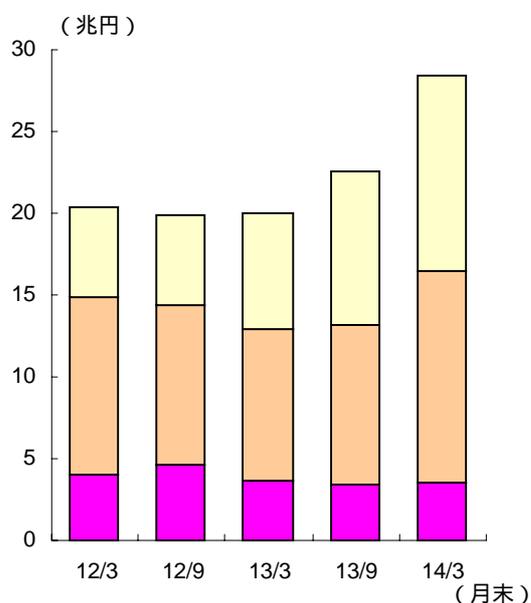
(図表20) 金融再生法開示債権の動向(14/3 月末)

(兆円、( )内は13/3 月末比)

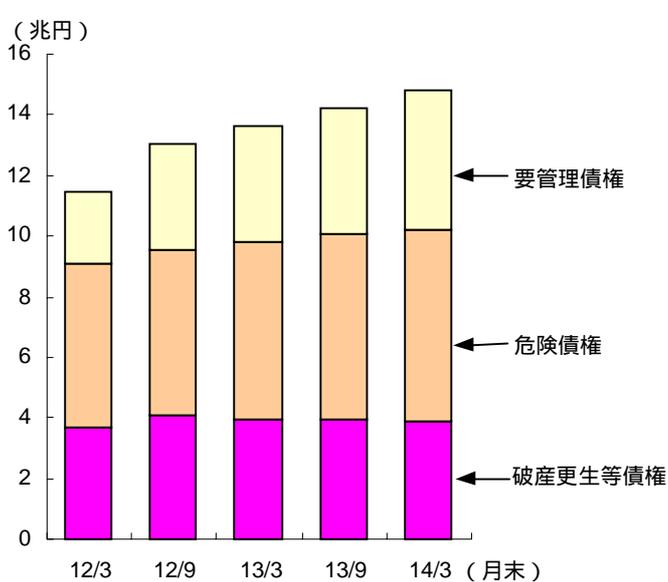
	金融再生法開示債権			
		破産更生等債権	危険債権	要管理債権
都長信	28.4 (+8.4)	3.5 (0.2)	13.0 (+3.8)	11.9 (+4.7)
地銀・地銀	14.8 (+1.2)	3.9 (0.1)	6.3 (+0.5)	4.6 (+0.8)
全銀計	43.2 (+9.6)	7.4 (0.3)	19.3 (+4.3)	16.5 (+5.6)

(図表21) 再生法開示債権の推移・業態別

(都長信)



(地銀・地銀)

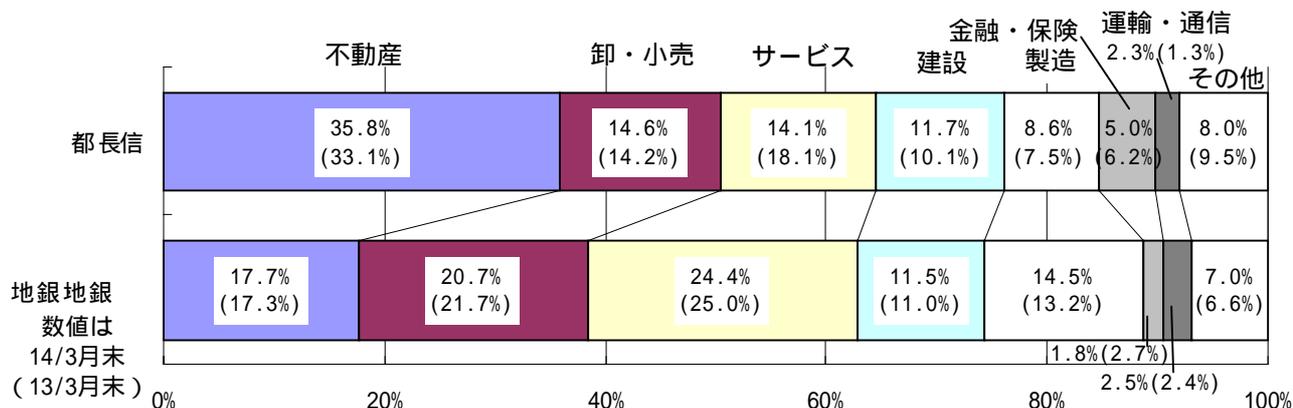


(注) 金融庁公表資料より作成

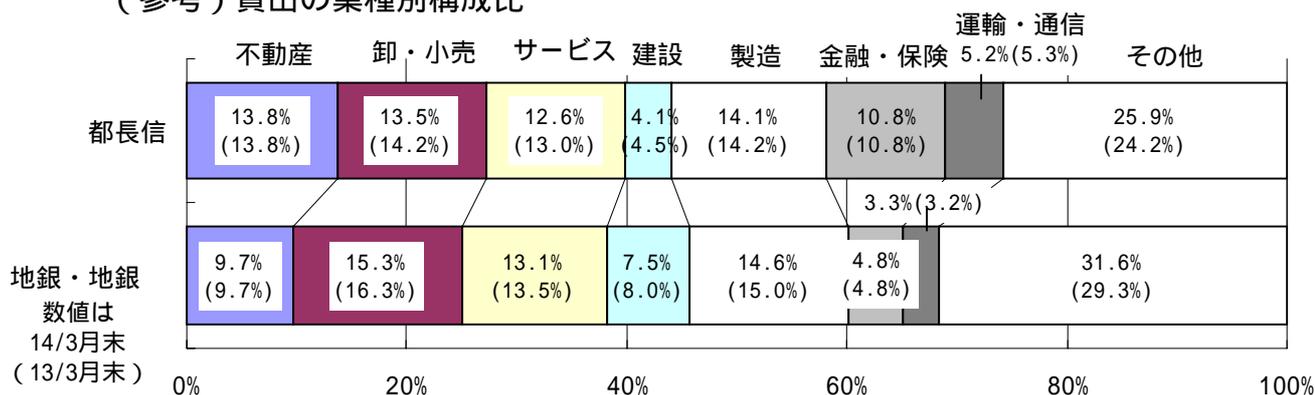
<sup>12</sup> わが国の金融機関の不良債権としては、法令に基づき、リスク管理債権(根拠法:銀行法)と金融再生法開示債権(同:金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の2種類の計数が公表されている。両者は、内訳区分の観点の一部異なる点と対象債権の範囲が後者の方が広い点を除けば、規模の面も含めて相当類似したものとなっている(詳細は、日本銀行検査局「全国銀行の平成12年度決算と経営上の課題」(13/8月)を参照)。

不良債権残高を業種別にみると、不動産、卸・小売、サービス、建設などキャッシュフローに比して過剰な債務を抱える業種向けが全体の8割弱を占めている。また、これらの業種では、貸出金に占めるリスク管理債権比率が、特に都長信において13年度中大幅に高まっている（図表22、23）。

（図表22）リスク管理債権の業種別構成比



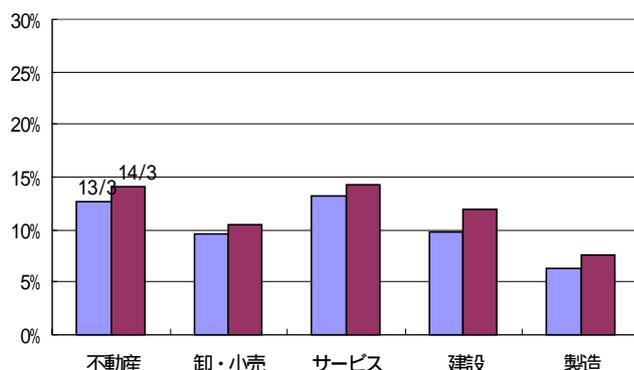
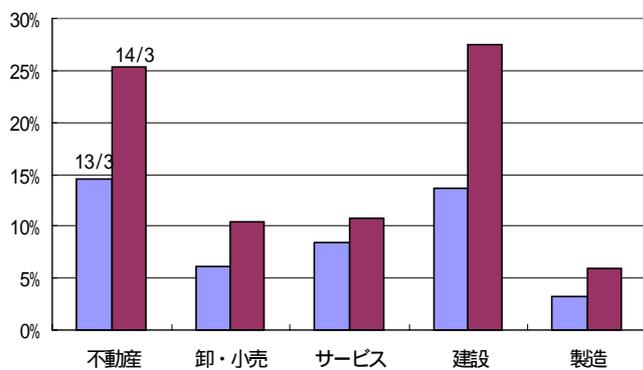
（参考）貸出の業種別構成比



（図表23）業種別のリスク管理債権比率（対貸出金）

（都長信）

（地銀・地銀）



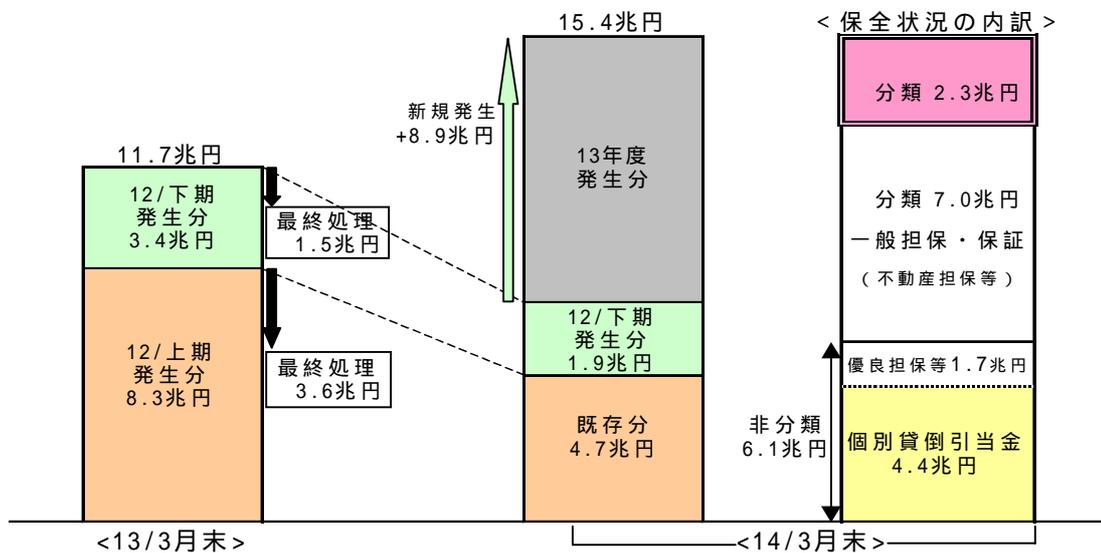
（注）業種別リスク管理債権の開示先（都長信13行、地銀・地銀69行）について集計（一部行は連結ベースのデータを用いた）。

( 3 ) オフバランス化対象債権の動向 ( 都長信、図表 24 )

都長信のオフバランス化の対象債権 ( 破綻懸念先以下の債権 ) は、13 年度中に 5.1 兆円のオフバランス化を進めたものの、8.9 兆円の新規発生がみられたため、13 年度末残高では 15.4 兆円となった。

14/3 月末のオフバランス化対象債権 15.4 兆円の保全状況を見ると、優良担保等 ( 1.7 兆円 )、個別貸倒引当金 ( 4.4 兆円 ) で 6.1 兆円が保全されているほか、不動産等の一般担保・保証で 分類債権残高 7.0 兆円がカバーされており、未保全の部分 ( 分類債権に相当 ) は 2.3 兆円程度となっている。

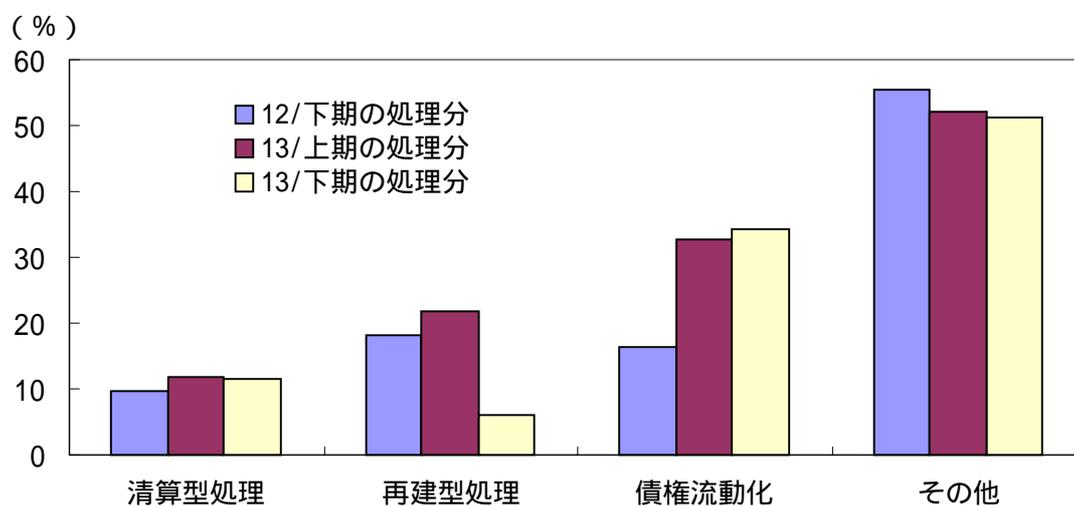
( 図表 24 ) オフバランス化対象債権残高と保全状況



なお、オフバランス化対象債権（都長信）については2～3年以内のオフバランス化が求められている。これに加えて、14/4月に金融庁が発表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」により、オフバランス化のペースも明示された（BOX 1参照）。この方針に基づけば、14年度中に約10兆円のオフバランス化が必要な計算となり、13年度中にオフバランス化した処理額が5.1兆円であったことを考えると、一段と積極的なオフバランス化が求められることになる。

オフバランス化の手段別の構成比をみると、このところ債権流動化の比率が高まっており、オフバランス化手法として定着しつつあることが窺える（図表25）。

（図表25）オフバランス化の手段別構成比（都長信）



（注）その他は、回収・返済、業況改善等。各行の公表資料を基に作成。

### 【BOX 1】政府が打ち出したオフバランス化ルール

主要行のオフバランス化（最終処理）については、政府によって一定の方針が示されている（下図参照）。具体的には、13/4月の緊急経済対策によって、「破綻懸念先以下の債権は原則として発生から3年以内にオフバランス化する」との枠組みが打ち出されたほか、14/4月の金融庁「より強固な金融システムの構築に向けた施策」において、上記の枠組みに加えて、「原則1年以内に5割、2年以内にその大半（8割目途）をオフバランス化する」とのペース基準が明示された。

主要行は、これらのルールに沿ったうえで、12年度上期以前発生分（12.7兆円）については原則2年間（15年3月末まで）、12年度下期新規発生分（3.4兆円）については原則3年間（16年3月末まで）、13年度新規発生分（8.9兆円）については原則3年間（17年3月末まで）でのオフバランス化が求められ、かつ、上記については、1年目で5割、2年目で8割（は全額）のペースでオフバランス化を行うことが必要である。

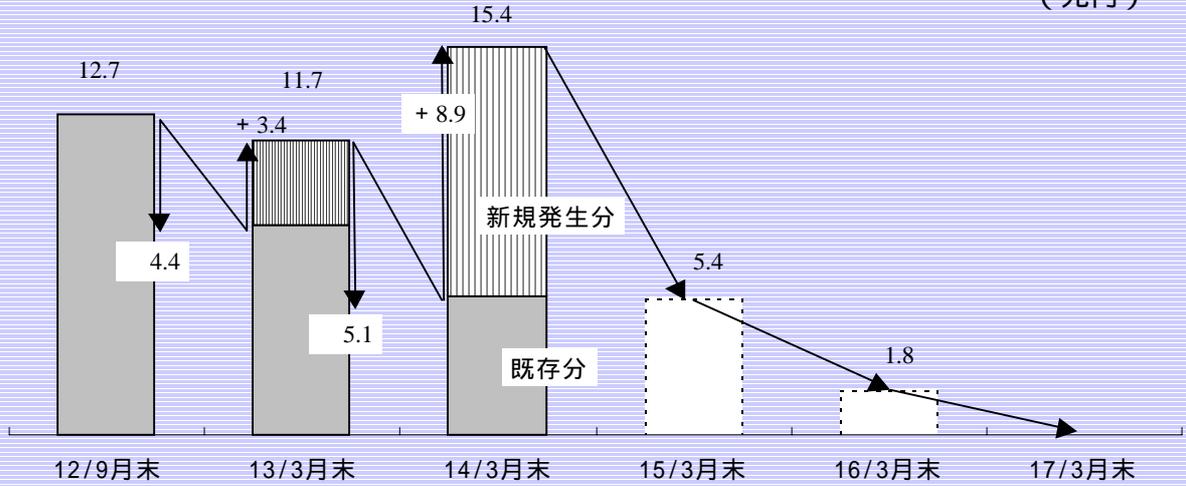
主要行の進捗をみると、13年度までのオフバランス化のペースは、こうした基準を概ね満たしている。もっとも、14年度については、14年度中のオフバランス化が求められる12年度上期以前の発生分が依然5兆円程度残っていることに加えて、13年度中のオフバランス化対象債権の新規発生が高水準であったため、全体で10兆円と、13年度中のオフバランス化処理額（5.1兆円）のほぼ倍のオフバランス化が求められる状況となっている。

### 政府が打ち出しているオフバランス化ルール

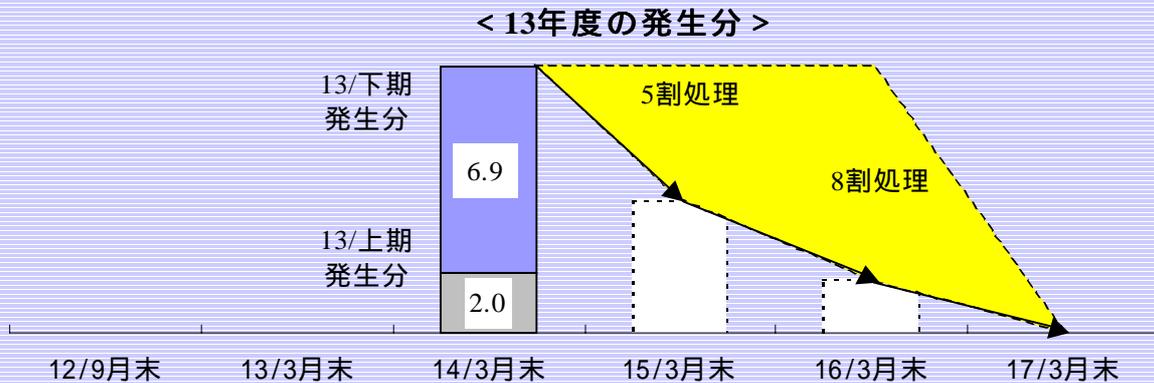
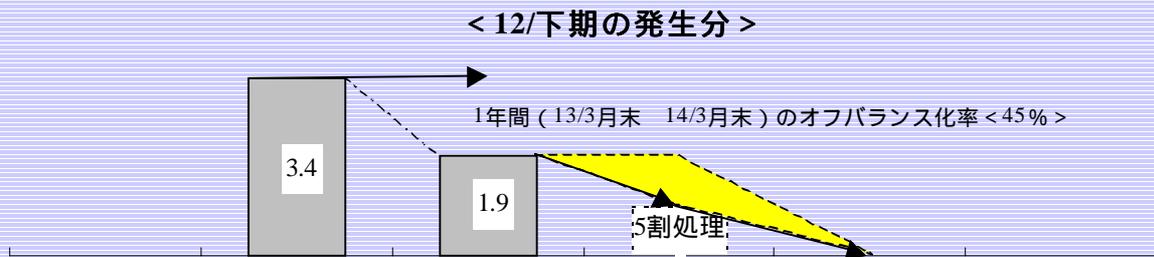
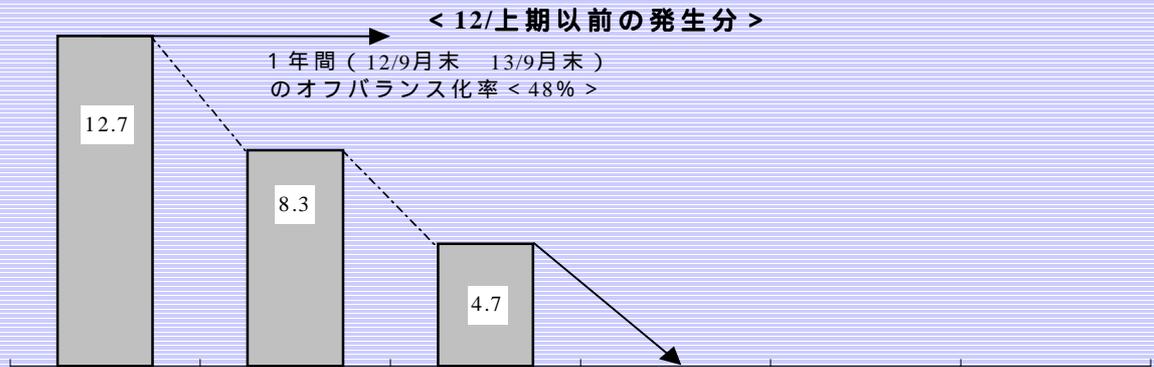
	施策の内容
13/4月	<p><b>緊急経済対策（4/6日）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要行を対象とした不良債権オフバランス化ルールの導入</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破綻懸念先以下の債権：3営業年度以内のオフバランス化</li> <li>・ 既に破綻懸念先以下に区分されている債権：2営業年度内のオフバランス化</li> </ul> </div>
14/4月	<p><b>より強固な金融システムの構築に向けた施策（4/12日）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来不良債権オフバランス化ルールに加えてペース基準を導入</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破綻懸念先以下の債権：1年以内5割、2年以内8割（目途）をオフバランス化</li> </ul> </div>

）オフバランス化の対象債権（破綻懸念先以下の債権）

（兆円）



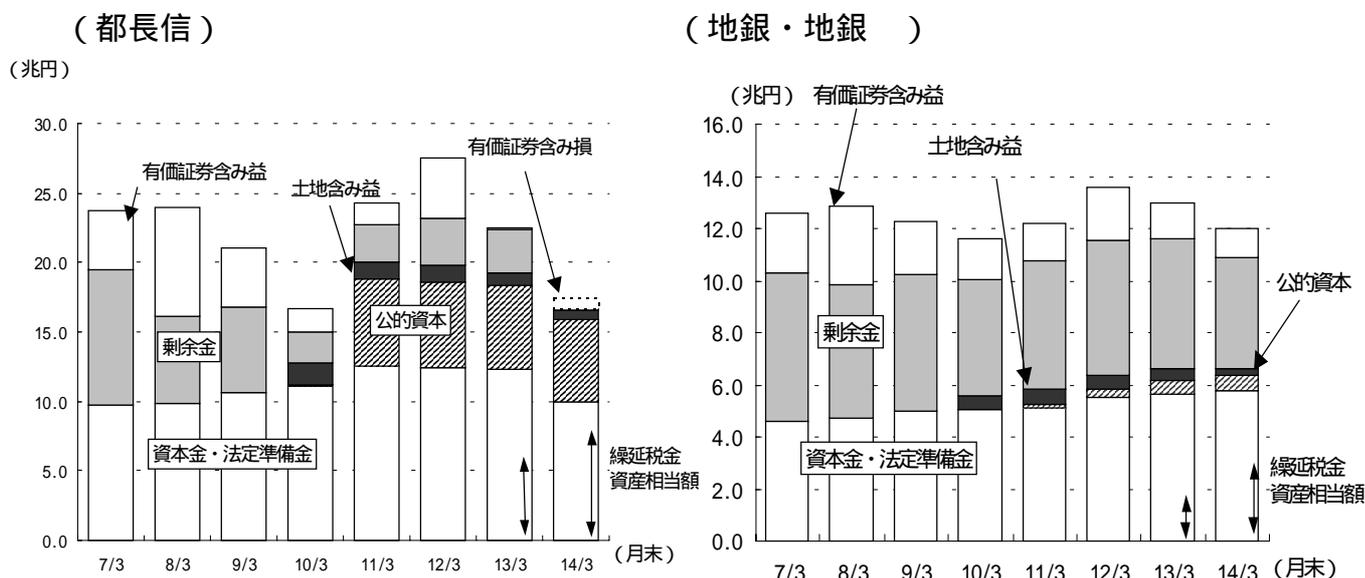
）発生時期別対象債権額の動向と処理スケジュール



### 3. 経営体力

#### (1) 資本・含み資産 (図表 26)

(図表 26) 経営体力



資本勘定及び含み益の状況から経営体力<sup>13</sup>をみると、都長信では有価証券が含み損超に転じたことや、当期利益の赤字計上から剰余金が減少したため、13/3月末に比べ低下した。また、一部行における合併経理の影響もあって、資本金・法定準備金の減少も目立っている。

地銀・地銀でも、有価証券含み損が縮小したほか、多額の不良債権処理を行った結果剰余金が減少したため、経営体力は13/3月末に比べ低下した。

繰延税金資産<sup>14</sup>は、有価証券の含み損を拡大させた先が多かったことや不良債権の有税引当増加等により、13/3月末から増加した(都長信 13/3月末 5.3兆円 14/3月末 8.0兆円、地銀・地銀 13/3月末 1.8兆円 14/3月末 2.6兆円)。

<sup>13</sup>ここでは、資本金・法定準備金、剰余金、有価証券含み益、不動産含み益(土地再評価を行った先のみ)の合計を経営体力として定義した。なお、有価証券含み益は、時価と取得原価(債券の場合は償却原価)の差額、不動産含み益は再評価差額金、再評価に係る繰延税金負債、再評価後の土地含み損益の合計値をベースにそれぞれ税負担を控除した金額としている。因みに、償却原価とは、債券(又は債権)を額面より高く又は安く取得した場合、当該差額を毎期金利の調整として利息計上し、取得原価に加減した価額をいう(いわゆるアモチ、アキュム)。

<sup>14</sup> 税効果会計では、有税引当の対象とした債権が近い将来に無税適状となるなど税負担が軽減される見通しにある額(税効果相当額)を「繰延税金資産」として計上し、その結果として資本勘定(剰余金)がその分増加する扱いとなっている。こうした税効果は、税還付という形ではなく、課税所得に対する税負担が軽減される形で将来顕現化することとなるため、仮に課税所得が想定したものより低水準で推移する場合には、見込んでいた税効果の実現しないことがあり得る。この点につき、日本公認会計士協会の実務指針「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(11/11月)では、過去の業績等に応じた繰延税金資産の計上範囲に関するルールが示されており、現状、概ね5年分の課税所得見合いの水準を限度とする区分が適用されている金融機関が多い。

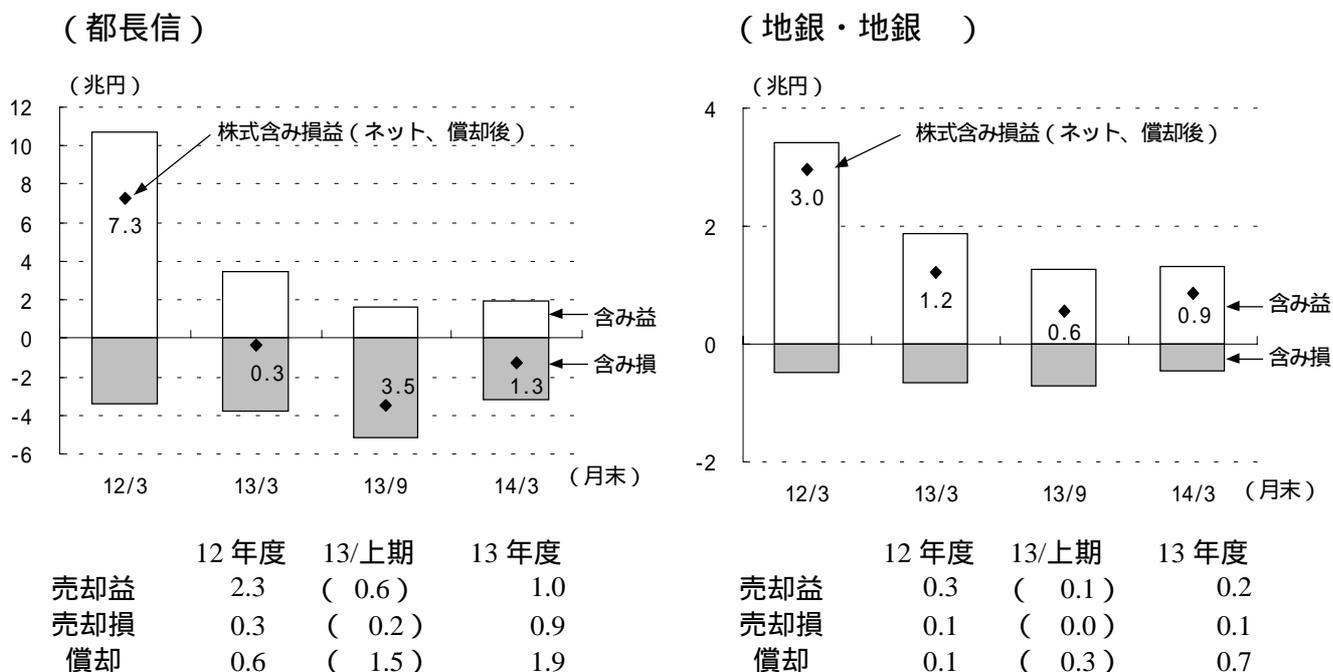
なお、都長信では、繰延税金資産の計上が上限に達していると思われる先もあり<sup>15</sup>、今後の株価下落や不良債権の有税引当等の増加が、自己資本比率や配当可能利益に与える影響が大きくなっている。

## (2) 株式の含み損益 (図表 27)

都長信の株式の含み損益は、13/9 月末には株価の下落等から含み損超幅が一旦膨らんだものの、その後株価が幾分持ち直したことや、この間株式償却が増加したこともあって、含み損超幅は 13/9 月末対比で縮小した (13/3 月末 0.3 兆円 9 月末 3.5 兆円 14/3 月末 1.3 兆円)。

地銀・地銀の株式の含み益は、1 兆円前後で推移している。

(図表 27) 株式含み損益等の推移



<sup>15</sup> 繰延税金資産の計上に制限がない場合、その他有価証券含み損に (1 - 法定実効税率) を乗じた金額は、貸借対照表上の評価差額金に等しいと考えられる。逆に評価差額金がこれを上回っている場合は、繰延税金資産が実効税率まで積み立てていないことを意味し、過去の所得を前提に想定される将来課税所得の制約により繰延税金資産が上限に達した可能性が示唆される。

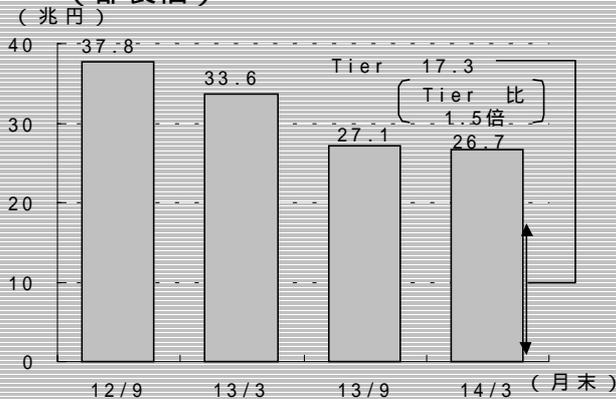
## 【BOX 2】株式保有リスク

都長信では、13年度中に政策保有株式の売切りを進めたことから株式保有額の水準は低下している。もっとも、この間 Tier も減少したことから、Tier 対比でみた株式保有水準は約 1.5 倍と高止まりしており、依然高水準の株価変動リスクに晒された姿となっている。また、都長信では繰延税金資産の計上が上限に達していると思われる先もあり、株価下落が自己資本比率に及ぼすマイナス・インパクトが大きくなっている点にも留意する必要がある。

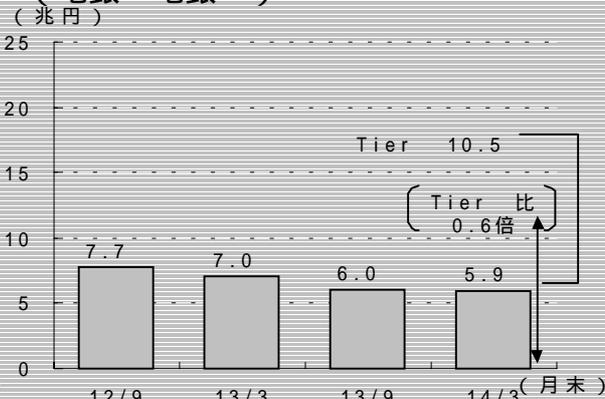
なお、こうしたリスクを軽減するため、銀行は 16/9 月末までに保有株式を Tier 相当額以内に削減することが法令で求められている<sup>16</sup>。

### 株式保有額（時価ベース、連結）の推移

#### （都長信）



#### （地銀・地銀）



### 株価の 10% 下落が自己資本比率に及ぼす影響（都長信）（%ポイント）

	株式の保有水準		
	Tier 相当額	Tier の 130%	Tier の 150%
= 0.6	0.39 ( 0.25 )	0.54 ( 0.33 )	0.64 ( 0.39 )
= 0.8	0.56 ( 0.34 )	0.77 ( 0.46 )	0.91 ( 0.55 )
= 1.0	0.73 ( 0.44 )	1.01 ( 0.60 )	1.20 ( 0.71 )

（注）連結ベース。繰延税金資産の積み余地は無い（含み損の増加分全額が Tier から減額される）ものと保守的な仮定を置いて試算した。なお、かっこ内は繰延税金資産への計上に制約がない場合の試算値（含み損増加分の約 6 割を Tier から減額）。

ベータは株式指標（日経平均、TOPIX など）と、対象となる金融機関の保有株式ポートフォリオとの間の相関関係を示す係数。= 0.6 であれば、株価指標が 10% 下落した場合、当該ポートフォリオは 6% 減少することとなる。

<sup>16</sup> 14/1 月より施行された銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律により、銀行（信託銀行は銀行勘定）、銀行持株会社等が時価で評価した対象株式の保有総額（連結ベース、評価益が生じている場合はこれを控除）については、自己資本比率規制上の自己資本のうち Tier を上限として、これを上回る株式を 16/9 月まで（但し 13/3 月末の保有残高に応じて最大 2 年間の猶予期間が認められる）に売却することが義務づけられた。

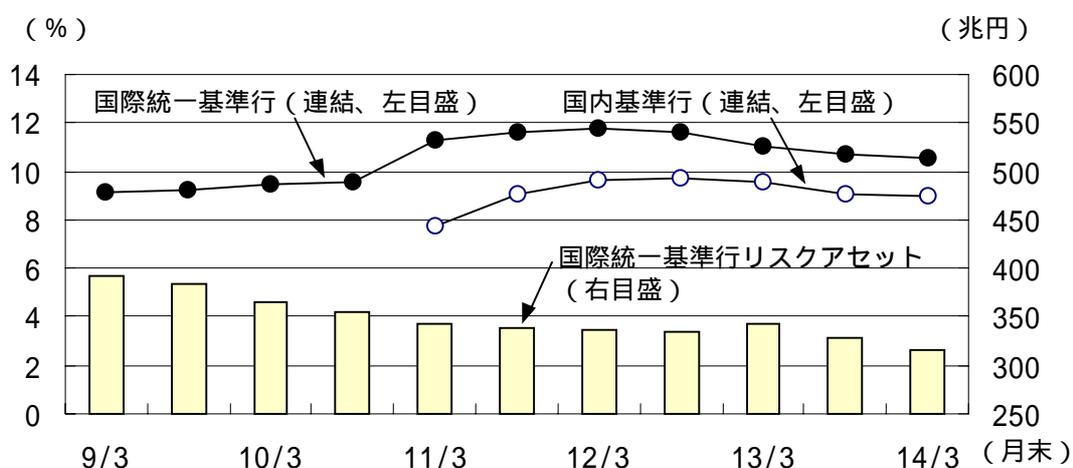
なお、自己株式、子会社・関連会社株式、未公開企業の株式、デット・エクイティー・スワップにより取得した株式等は、保有制限の対象外となる。

( 3 ) 自己資本比率 ( 図表 28 )

自己資本比率は、国際統一基準行<sup>17</sup>では、当期利益が赤字であったため剰余金 ( Tier ) が減少したものの、貸出金・株式等のリスクアセットが減少したほか、海外 SPC を通じた優先出資証券による資本増強が行われたこともあって、全体では 10% 台半ばの水準を維持した ( 13/3 月末 11.03% 14/3 月末 10.58% )。

また、国内基準行については、剰余金の減少等から小幅ながら低下したが、9% 前後を維持している ( 13/3 月末 9.58% 14/3 月末 8.97% )。

( 図表 28 ) 自己資本比率の推移



( 注 ) 国際統一基準行は 14/3 月末の対象行の平均値。  
国内基準行は各期における対象行の平均値。

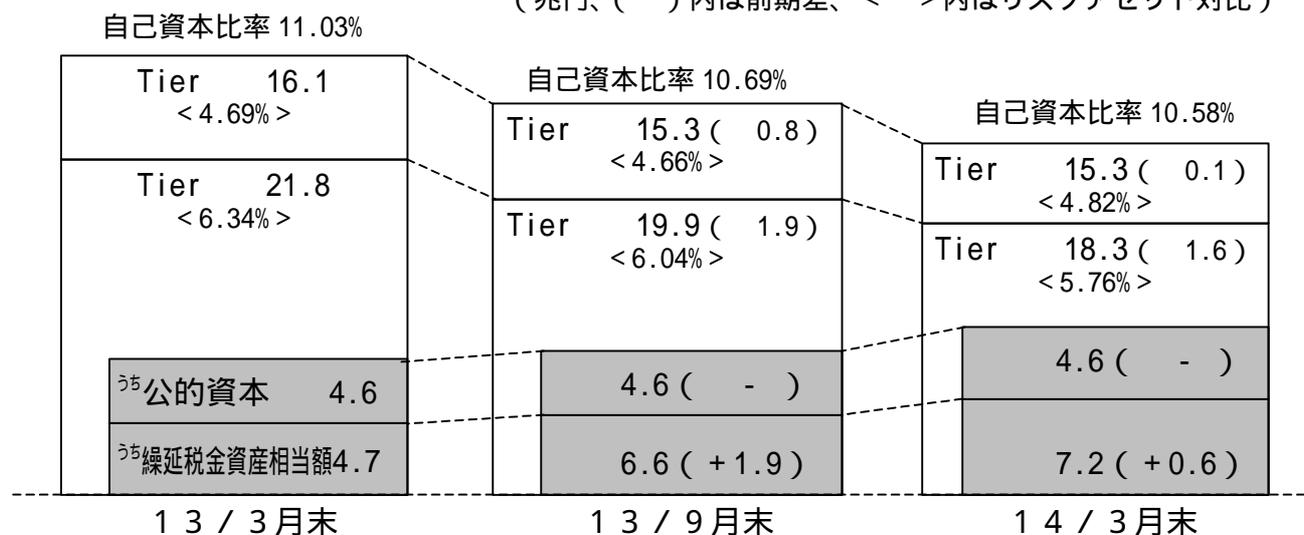
<sup>17</sup> 14/3 月末における国際統一基準行は 20 行、国内基準行は 109 行。

(4) 自己資本の内訳 (図表 29)

自己資本の内訳をみると、資本金・剰余金等資本勘定が減少した一方、繰延税金資産相当額は増加した。このため、繰延税金資産相当額が Tier (単体ベース) に占める割合は、国際統一基準行で 41.5% (資本勘定対比では 44.6%) に達した<sup>18</sup>。

(図表 29) 国際統一基準行の自己資本の推移 (連結ベース)

(兆円、( ) 内は前期差、< > 内はリスクアセット対比)



		13/3 月末比		13/9 月末比	
リスクアセット	343.5	329.2	( 14.3 )	316.6	( 12.5 )
(参考)					
貸出金 <sup>(注)</sup>	304.5	298.3	( 6.2 )	289.1	( 9.2 )
株式 <sup>(注)</sup>	31.6	25.4	( 6.3 )	24.6	( 0.8 )

(注) 貸借対照表上の計数 (銀行勘定、連結ベース) であって、必ずしもリスクアセット計算上の計数と一致しない。

以 上

\* 従来、個別財務諸表関連計数を付表としておりましたが、本年より項目等を拡充させて、「全国銀行の決算状況」として公表することとしました。日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載しておりますので、そちらをご利用下さい。

<sup>18</sup> 都長信の繰延税金資産は、Tier 対比 44.4%、資本勘定対比 47.1%。また、地銀・地銀 では同 25.0%、同 21.5%。

(参 考)

自己査定上の債務者区分と償却・引当  
 全国銀行、( )内は都長信13行、14/3月末。

(単位：兆円)

自 己 査 定					金融再生法 開示債権	貸倒引当金 <引当率>
分類債権 債務者区分	非分類	分類	分類	分類		
破綻先・実 質破綻先 7.4 (3.2)	引当金、優良 担保・保証に より加 <sup>*</sup> - 2.9 (0.8)	不動産等一 般担保・保証 により加 <sup>*</sup> - 4.5 (2.4)	全額引当 (引当金は 非分類に計上) 0.0 (0.0)	全額償却・引当 (引当金は 非分類に計上) 0.0 (0.0)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 7.4 (3.2)	個別貸倒引当金 破綻・実質破 綻先・分類 の引当 (債務者毎) 100%
破綻懸念先 19.3 (12.2)	引当金、優良 担保・保証に より加 <sup>*</sup> - 8.9 (5.3)	不動産等一 般担保・保証 により加 <sup>*</sup> - 7.2 (4.6)	必要額を引当 (引当金は 非分類に計上) 3.3 (2.3)		危険債権 19.3 (12.2)	破綻懸念先 分類の引当 (債務者毎) 約70%
うち 要管理先					要管理債権 16.5 (11.3)	一般貸倒引当金 要管理先 債権の担 保 <sup>ア</sup> 加 <sup>*</sup> - の引当 約15%
要注意先 80.2 (45.8)	24.1 (9.4)	56.1 (36.4)				要注意先・正 常先債権に 対する引当
正常先 393.4 (250.8)	393.4 (250.8)					(該当債務者全体 に対して引当)
	非分類計 440.5兆円	分類計 67.8兆円	分類計 3.3兆円	分類計 0.0兆円	分類債権計 71.1兆円	

- (注) 1 金融庁、各行の公表資料により作成。  
 2 欄外記載の分類別合計値は、債務者区分の対象とならないその他部分(プロジェクト・ファイナンス、個人ローンの一部等)を含んでいるため、枠内の計数の合計とは一致しない。  
 3 自己査定結果として示される分類債権のうち、破綻懸念先以下に対する・分類は、個別貸倒引当金が控除されている一方、要注意先 分類債権は、一般貸倒引当金が控除されていない。